日本国税関 税関様式C第5360号



携帯品・別送品申告書
下記及び裏面の事項について記入し、税関職員へ提出してください。
家族が同時に始査を受ける場合は、代表者が1枚提出してください。

家族が同	寺に検:	食を受け	る場合	は、代表	否か	1 枚技	是出し	. ( (	たさい。	
搭乗機(	船)名				出	発	地			
入国日				_ 年 _			」月			日
氏 名	フリ	ガナ								
д 1										
現住所(日本での										
滞在先)	電	話			(		)	)	1 1	<u> </u>
職業										
生年月日				_ 年_			」月			日
バスポート番号 旅券番号								-		
同伴家族	20歳	以上	名	6歳以上2	2 0 歳ま	₹満		名	6歳未満	名
※ 以	下の質	質問につ	いて、	該当す	5□ <i>i</i>	." <b>√</b> "	でチ	エツ	クしてくた	<b>ごさい</b> 。
1. 下記					-		?		はい	いいえ
				日本への 面1. を		ょが				
② 肉集	Ų品、 耳	野菜、果	物、動	植物等の の(B面	日本~					
③ 金地	也金又に	は金製品				2 参照	3)			
		(B面3) は土産品		照)を超 品かり	える					
⑤ 商業	美貨物	<ul><li>商品サ</li></ul>	ンプル							
				、一ツケー 渡された				Ĺ		
							,			
				」を選打 を記入し				面に		
2.100万 は1kgを	を超え	.る貴金	属なと	き持っ	ている	ます	か?		はい	
				は、別a てくだる		[払]	F段等	等の:	携帯輸出	
3. 別送	品								法により ますか′	
								個		いいえ
* 「はい										
に記入し てくださ										
<u>受けた申</u>										性能を
《注意										
海外又は									もの、予	
ざたもの										
れ、偽り	<u>の申</u>									
<u>あります</u>										
この申台	き書に	こ記載し	たと	おりで	ある	旨目	串告	しま	す。	
署	名									

※入国時に携帯して持ち込むものについて、下記の 表に記入してください。(A面の1.及び3.ですべて「いいえ」を選択した方は記入する必要は ありません。)

(注) 「その他の品名」欄は、申告を行う入国者本人(同伴家 族を含む)の個人的使用に供する購入品等に限り、1品目毎 の海外市価の合計額が1万円以下のものは記入不要です。 また、別送品も記入不要です。

酒	類	Į			本	* 税関記入欄
	紙	巻			本	
たばこ	加索	九式			箱	
1512	葉	巻			本	
	その	)他			グラム	
香	香 水				オンス	
その他の品	数	量	価	格		
ZV 00 100						
* 税関記入欄						円

## 1. 日本への持込みが禁止されている主なもの

- ① 麻薬、向精神薬、大麻、あへん、覚醒剤、MDMA、指定薬物など ② 拳銃等の銃砲、これらの銃砲弾や拳銃部品 ③ 爆発物、火薬類、化学兵器原材料、炭疽菌等の病原体など ④ 貨幣・紙幣・有価証券・クレジックカードなどの偽造品など

- ⑤ わいせつ雑誌、わいせつDVD、児童ポルノなど
- ⑥ 偽ブランド品、海賊版などの知的財産侵害物品

## 2. 日本への持込みが制限されている主なもの

- ① 猟銃、空気銃及び日本刀などの刀剣類
- ② ワシントン条約により輸入が制限されている動植物及び その製品(ワニ・^ビ・リクガメ・象牙・じゃ香・サボテンなど)
- ③ 事前に検疫確認が必要な生きた動植物、肉製品(ソーセージ・ ジャーキー類を含む。)、野菜、果物、米など
- \* 事前に動物・植物検疫カウンターでの確認が必要です。

## 3. 免税範囲(一人あたり。乗組員を除く。)

- ・酒類3本(760mlを1本と換算する。)
- ・紙巻たばこ400本 (外国製、日本製の区分なし。)
- \* 20歳未満の方は酒類とたばこの免税範囲はありません。
- ・海外市価の合計額が20万円の範囲に納まる品物 (入国者の個人的使用に供するものに限る。)
- \* 海外市価とは、外国における通常の小売価格(購入価格)です。
- \* 1個で20万円を超える品物の場合は、その全額に課税されます。
- \* 6歳未満のお子様は、おもちゃなど子供本人が使用するもの以外 は免税になりません。

携帯品・別送品申告書の配載に御協力頂きありがとうございました。日本 に入国(帰国) されるすべての方は、法令に基づき、この申告書を税関に 提出していただく必要があります。引き続き税関検査への御協力をよろし くお願いします。